

「プラスチック資源の回収と需要の拡大に向けた研究会」

(旧) プラスチック一括回収の促進に向けた研究会

～参加者募集のご案内～

2025年12月

プラスチック循環利用協会

「プラスチック資源の回収と需要の拡大に向けた研究会」の参加者募集

募集1. 第6回研究会へのオブザーバー参加

(日時) 2026年1月27日(火) 13:30～16:30 (対面/web併用)

* 終了後1時間程度の懇親会を予定

(会場) 東京都中央区銀座7丁目13-15 銀座ユニーク7丁目店 N201室

* R8年度も積み残し課題等について2回程度の開催を予定しています。

募集2. 連絡先のみ登録

研究会アウトプットや、マッチングサイトへの関心有りなど、当協会からの情報提供を希望。

募集対象

容リプラ・製品プラの回収にご関心のある全ての自治体様、及び各事業者様。

* 既に容リプラ・製品プラの回収を実施済の自治体様にもご参加頂けると幸甚です。

申込み方法

下記、問合せ先までメール、またはお電話でご連絡ください。登録様式をお送りさせて頂きます。

(問合せ先)

一般社団法人 プラスチック循環利用協会 担当：武井大助

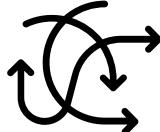
TEL : 03-6810-9146 Mail : takei@pwm.or.jp

次ページ以降で研究会のご紹介をさせて頂いておりますので、ご参考頂ければと思います。

『プラスチック資源の回収と需要の拡大に向けた研究会』 の趣旨



- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（ラ新法）」に則して、各自治体での容リプラ・製品プラの回収への取組みが活発化。
- プラスチックのユーザー業界で再生資源への関心が高まる中で、長期的には再生資源の原料として容リプラ、製品プラに期待する声がある。



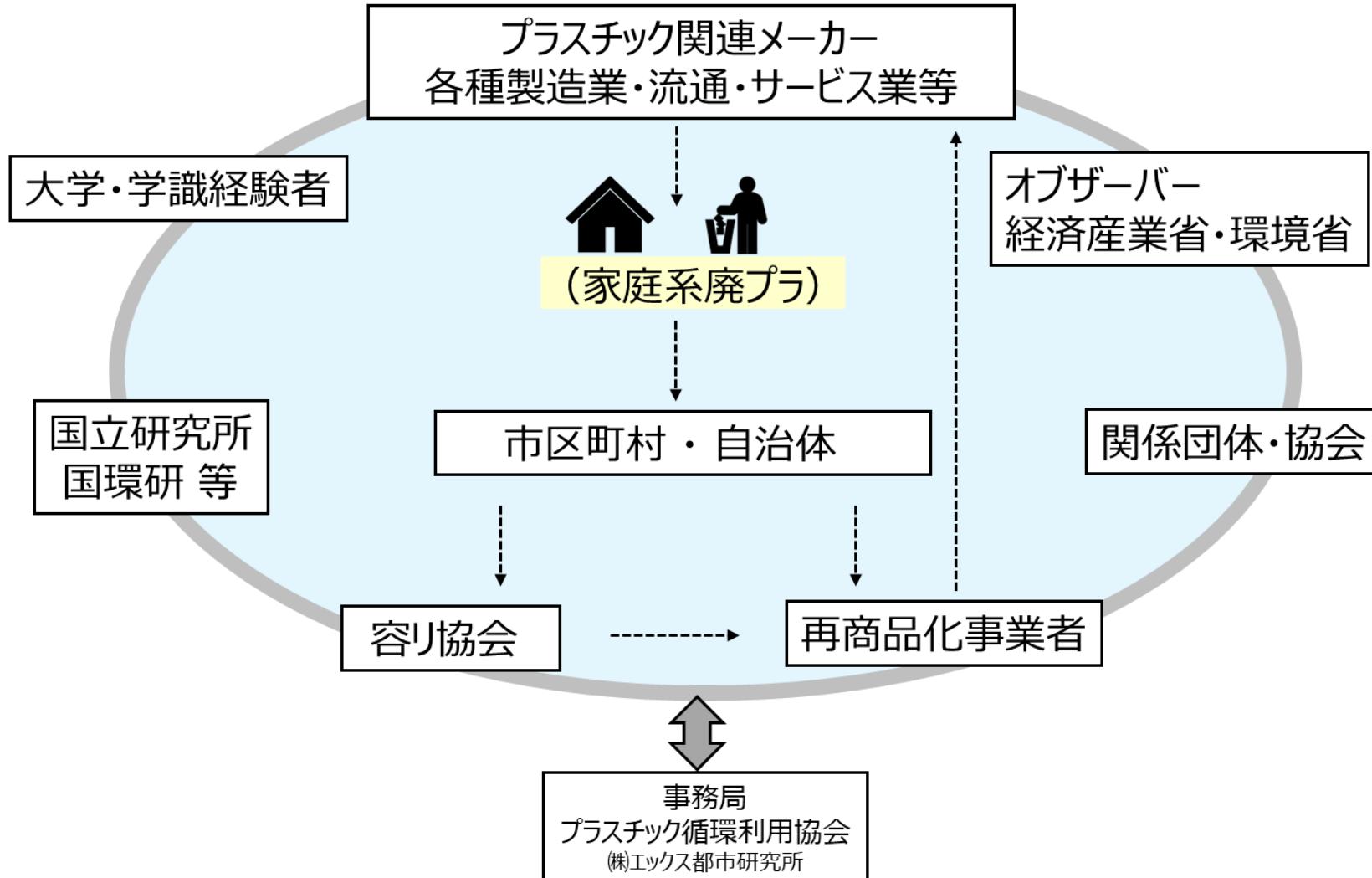
- 他方、容リプラ・製品プラの回収に着手した自治体は現時点では一部にとどまっており、多くの自治体で検討中又は様子見の状況。
- 回収された廃プラからの再生材料の品質も自治体によってバラつきがあり、幅広い用途での活用は難しい状況。



- 廃プラの資源化促進を一体的に促進するために、共通する課題について体系的に整理したうえで、検討する場を設けることが重要。
- これから容リプラ・製品プラの回収に取組む自治体、現在、検討中にとどまっている自治体、今後参入を検討する再商品化事業者等に向けて、想定される課題や対応策等に係る有用情報を発信し、具体的なアクションを促すことが必要。

『プラスチック資源の回収と需要の拡大に向けた研究会』 の狙い

**狙い：①容リプラ、製品プラの一括回収する自治体・事業者の促進
②再生材料の品質向上**



これまでの研究会に参加の自治体（186自治体）

(2025年12月現在)

<北海道>	<東北>	<関東>	<中部・北陸>	<関西>	<中国・四国>	<九州>
札幌市	岩手県 仙台市	川崎市 市原市	名古屋市 富山市	大阪市	岡山市 周南市	北九州市
苫小牧市	(青森) (秋田)	(群馬) (千葉) (神奈川)	(静岡) (愛知) (石川)	(京都) (兵庫)	(広島) (香川)	(福岡) (佐賀)
士別市	青森市 大仙市	群馬県 千葉市 横浜市	浜松市 大府市 金沢市	京都府 西宮市	広島市 高松市	上毛町 小城市
旭川市	十和田市 美郷町	板倉町 八千代市 秦野市	沼津市 知多市 小松市	宇治市 明石市	吳市 さぬき市	豊前市 伊万里市
函館市	むつ市 横手市	太田市 船橋市 横須賀市	藤枝市 みよし市 (福井)	福知山市 高砂市	東広島市 観音寺市	久留米市 武雄市
帯広市	八戸市 (宮城)	館林市 南房総市 湯河原町	袋井市 岡崎市 越前市	(滋賀) 尼崎市	(岡山) 香川県東	直方市 (大分)
北見市	(岩手) 宮城県	高崎市 勝浦市 相模原市	清水町 安城市 福井市	彦根市 三木市	津山 部清掃施設組合	筑後市 大分市
岩見沢市	盛岡市 東松島市	(東京) 松戸市 座間市	(長野) 小牧市 (富山)	東近江市 神戸市	圏域資源循環施設組合 (高知)	筑紫野市 (宮崎)
恵庭市	奥州市 大河原町	東京都 流山市 逗子市	塩尻市 豊田市 南砺市	大津市 (奈良)	玉野市 高知市	田川市 延岡市
釧路市	一関市 加美町	足立区 柏市 (埼玉)	松本市 一宮市 射水市	近江八幡市 檜原市	倉敷市 南国市	(熊本) 綾町
登別市	(山形) 丸森町	柏江市 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	熊谷市 上尾市	長野市 江南市 (岐阜)	(島根) 香南市	八代市 (鹿児島)
	鶴岡市 栗原市	国分寺市		伊那市 豊川市 岐阜市	(大阪) (三重)	玉名市 薩摩川内市
	米沢市 気仙沼市	港区 (茨城)	川口市	(新潟) 瀬戸市 輪之内町	堺市 三重県	熊本市 鹿児島市
寒河江市 (福島)	あきる野市	鹿嶋市 三郷市	新潟市 尾張旭市 高山市	東大阪市 津市	(山口) 伊予市	(長崎) 枕崎市
置賜広域行政事務組合	浅川町	八王子市 (栃木)	所沢市	長岡市 海部地区	岸和田市 鈴鹿市	下松市 宇和島市
	いわき市	荒川区	栃木市 さいたま市	可児市	高槻市 四日市市	大洲市
	福島市	板橋区 宇都宮市	東埼玉資源環境組合		柏原市	島原市
						新居浜市

11

26

42

36

26

23

22

赤字（委員）、青字（オブザーバー）は研究会の参加者

これまでの研究会に参加の事業者等

〈政府・学識者〉

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課
環境省 プラスチック資源循環室
東北大学大学院 環境科学研究科
東京大学大学院 工学系研究科
産業技術総合研究所 機能化学研究部門
国立環境研究所 資源循環社会システム研究室

〈樹脂メーカーなど〉 24社

旭化成株式会社 東ソー株式会社
山九株式会社 東洋スチレン株式会社
株式会社カネカ TOPPAN株式会社
信越化学工業株式会社 日本ポリプロ株式会社
サンアロマー株式会社 株式会社パイロ
フタムラ化学株式会社 PSジャパン株式会社
マレリ株式会社 株式会社プライムポリマー
株式会社JSP 三井化学株式会社
住友化学株式会社 三井・ダウポリケミカル株式会社
積水化成品工業株式会社 三井物産株式会社
大洋塩ビ株式会社 三井物産プラスチック株式会社
株式会社タクマ 三井住友フィナンシャルグループ

〈再商品化事業者・リサイクル事業者〉 32社

株式会社アルプラスジャパン 進栄化成株式会社
いその株式会社 株式会社神鋼環境ソリューション
石塚化学産業株式会社 PSジャパン株式会社
エム・エム・プラスチック株式会社 新興産業株式会社
ヴェオリア・ジェネット株式会社 株式会社リプロ
株式会社タケイ 株式会社大誠樹脂
エビス紙料株式会社 株式会社タイバー
第一パイプ工業株式会社 東洋スチレン株式会社
株式会社近江物産 株式会社富山環境整備
カナデビア株式会社 豊田通商株式会社
株式会社TBM ニッコー・ファインメック株式会社
ケミカルリサイクル・ジャパン株式会社 日鉄リサイクル株式会社
株式会社CFP 日本製鉄株式会社
株式会社広島リサイクルセンター 株式会社広島リサイクルセンター
大栄環境株式会社 ベストトレーディング株式会社
J&T環境株式会社 (株)レゾナック

〈協会・団体〉 17

塩化ビニル環境対策協議会 日本自動車部品工業会
CLOMA 日本プラスチック工業連盟
Circular Core 日本プラスチック有効利用組合
SusPla 日本容器包装リサイクル協会
資源循環推進協議会 発泡スチレンシート工業会
日本環境衛生センター 発泡スチロール協会
日本自動車工業会 PETボトル協議会
アジアプラスチック資源循環促進協会
東京都環境公社 CE推進センター
プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

2025年度の開催概要

◆第3回開催概要◆

日時 : 2025年7月22日（火）13:30～16:30 *終了後1h程度の懇親会

場所 : NATULUK築地東銀座 A会議室

参加者 : 対面参加/web参加 **合計約200名**

主題 : 1. 全国自治体向けアンケート調査結果報告

2. 自治体・再商品化事業者等の取組を促進するための対策について

3. 再生材の品質を向上させる為の課題と対策について

◆第4回開催概要◆

日時 : 2025年9月24日（水）13:00～16:00 *終了後1h程度の懇親会

場所 : 銀座ユニーク7丁目店 N201

参加者 : 対面参加/web参加 **合計約220名**

主題 : 1. 容リフラ・製品フラの回収を始める自治体向けTODOリストについて

2. 住民向け広報内容の要素テーマ・好事例集

3. LCA・コスト分析ツールについて

4. エリアマップ等の公表方法について（マッチングサイト）

5. 入札制度の改定について（環境省のご説明含む）

6. その他、研究会の名称変更など



2025年度の開催概要

◆第5回開催概要◆

日時：2025年12月1日（月）13:30～16:30 *終了後1h程度の懇親会

場所：銀座ユニーク7丁目店 N201

参加者：対面参加/web参加 合計約220名

主題：1.回収促進の意義とLCAについて

2.自治体・再商品化事業者等の取組を促進するための対策について

3.入札制度など制度のあり方について

4.中間とりまとめ（骨子案）について

配布資料一覧

（資料 1） 独占禁止法順守ガイドライン （資料 2） 議事次第 （資料 3） 委員名簿

（資料 4） オブザーバーリスト （資料 5） 容リプラ・製品プラの回収促進の意義について

（資料 6） LCAとコスト等の分析ツールについて （資料 7） 自治体To Do List

（資料 8） 容リプラ・製品プラの回収促進に向けた課題と対応の事例集

（資料 9） 32条と33条のメリット・デメリット （資料 10） 住民向け広報内容の要素テーマ・好事例集

（資料 11） 一括回収と分別回収について （資料 12） マッチングサイトについて

（資料 13） プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度の見直しについて

（資料 14） 入札制度等について （資料 15） 大規模ソーティングセンターについて

（資料 16） 制度改正、インセンティブ措置について （資料 17） 研究会の中間とりまとめ（骨子）について

（資料 18） 次回第6回研究会のご案内と第5回研究会のアンケート調査のお願い

容リプラ・製品プラの回収を促進する為の「アウトプット」一覧

1. 容リプラ・製品プラの回収に取組む自治体の為のTo Doリスト
2. 自治体が容リプラ・製品プラの回収に取組むための課題と対応策の事例集
3. プラスチック資源循環促進法32条・33条のメリット・デメリット
4. 住民向け広報内容の要素テーマと好事例集
5. プラスチックの一括回収と分別回収のメリット・デメリット
6. 環境省の簡易ツールをベースにしたLCAとコスト分析ツール
7. 中間処理業者・再商品化事業者のエリアマップ[°]
8. 自治体・中間処理事業者・再商品化事業者等のマッチングサイト構築。

アウトプット1．TODOリストの一部抜粋 *2種類で全体約20ページ

現状把握

目指すべき
方向性確認

スキーム
検討

回収品目・
分別基準

設備・インフラ
・契約手続き

住民啓発・
その他対応

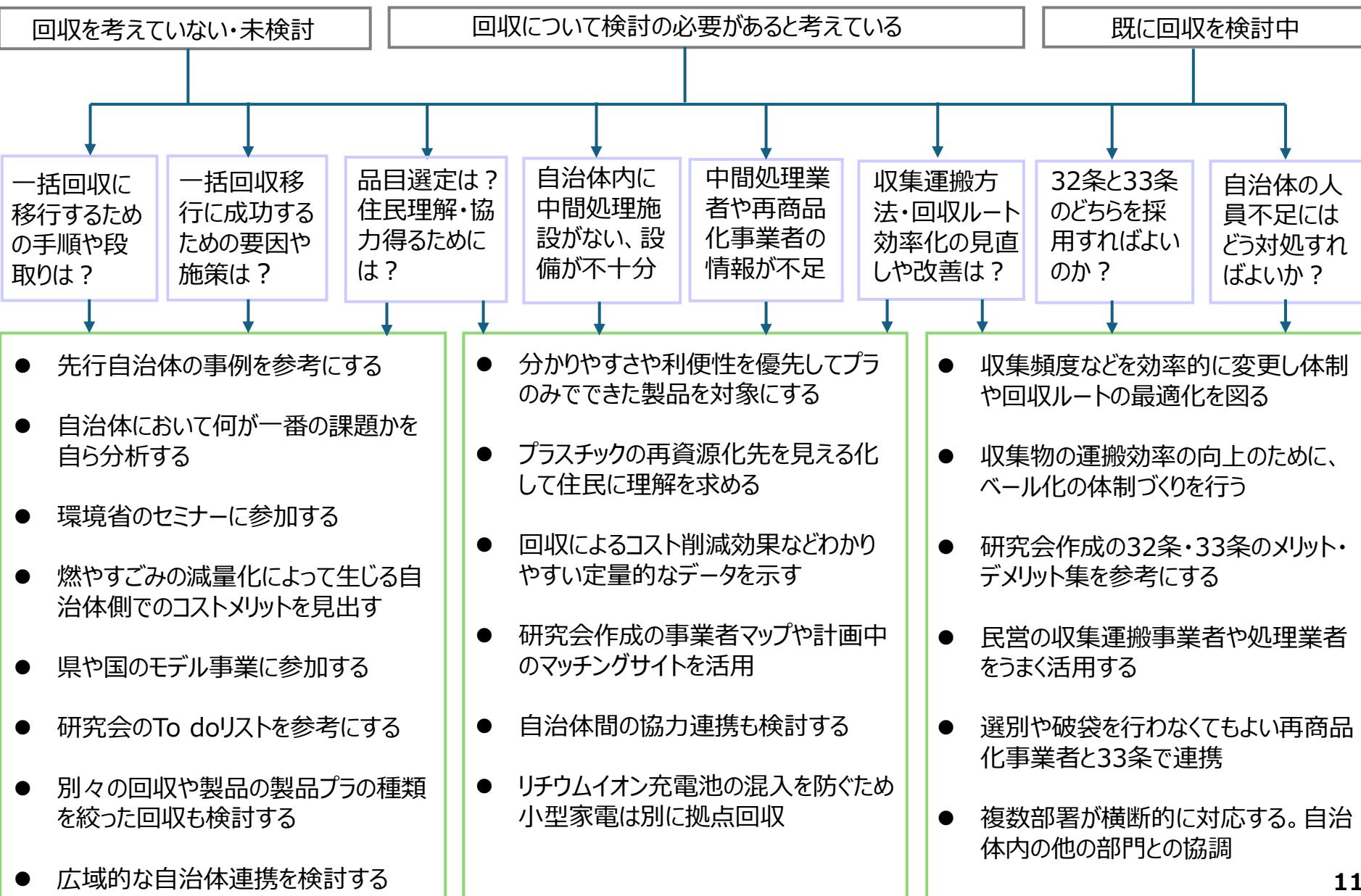
32 条スキーム	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の排出量と回収量の確認 ・現状の回収方法と回収ルート確認 ・現状の処理コストとLCAの確認 ・中間処理施設の設備能力確認 ・民間施設の立地や受入れ能力確認 ・広域連携の必要性確認 ・32条・33条のメリット・デメリット確認 ・実証事業やサウンディング調査の必要性確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・首長の方針や意向の確認 ・自治体環境施策の確認（ゼロカーボンシティ、プラごみゼロ宣言、資源循環事業等） ・財政部局へ問合せ（財政状況確認） ・企画調整部局の計画や企画の確認 ・地域住民の声確認 ・新しい回収スキームのコスト・LCA試算 ・新しい回収スキームのメリットやリスクの確認 ・自治体の環境施策と回収方針の摺合せ 	<p>独自回収か法的回収かの枠組みの判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体が希望する再商品化方法確認 ・協力してくれる再商品化事業者を確認 ・中間処理施設や保管施設の確保 ・人員体制の確保 ・必要に応じて、実証事業やサウンディング調査の実施と分析 ・想定するスキームのリクス対応 ・自治体が対応すべき32条・33条の決定 ・関連部署への連絡と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・集める製品の品目、大きさ等決定 ・回収方法（一括・別々・持込み回収）や回収頻度の検討 ・集める方法の違いによるコスト・LCA算定 ・異物除去方法の確認 	<p>容り協申込み準備・契約手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬車両や体制の確認と調整 ・中間処理設備の確保や民間委託 ・ベール化や残渣処理方法の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民向け広報資料の作成 ・地元自治会・住民への説明会開催
33 条スキーム	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の立地や受入れ能力確認 ・広域連携の必要性確認 ・32条・33条のメリット・デメリット確認 ・実証事業やサウンディング調査の必要性確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画調整部局の計画や企画の確認 ・地域住民の声確認 ・新しい回収スキームのコスト・LCA試算 ・新しい回収スキームのメリットやリスクの確認 ・自治体の環境施策と回収方針の摺合せ 	<p>中間処理施設や保管施設の確保</p> <p>人員体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、実証事業やサウンディング調査の実施と分析 ・想定するスキームのリクス対応 ・自治体が対応すべき32条・33条の決定 ・関連部署への連絡と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・集める製品の品目、大きさ等を事業者と協議 ・回収方法や回収頻度を事業者と協議 ・集める方法の違いによるコスト・LCA算定 ・異物除去方法の確認 	<p>事業者選定・契約手続き・認定取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務人員確保と業務内容の確認 ・契約事業者側での中間処理の可否や対応を事前に協議 ・収集運搬体制を事業者と協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民向け広報資料の作成 ・地元自治会・住民への説明会開催 ・再商品化製品の地域や自治体での活用方法検討 ・住民への再商品化用途の可視化

備考

- ・赤字：各段階で特に重要な検討事項や手続き事項
- ・青字：特に33条スキームで留意が必要と考えられる検討事項や確認事項

アウトプット2．課題と対応策の事例集の概要版

自治体の状況毎の課題とその対応策の概要



アウトプット2．課題と対応策の事例集の一部抜粋 *全体約30ページ

まだ容リプラ・製品プラの回収を実施していない自治体が新たに取組を始めるための課題と対応策について、本研究会で事例集として取りまとめ、自治体の方々に活用していただく事を目的として、情報の整理を進めている。

課題の具体例	課題解決に向けた対応の方向性・対策の案
<p>16. プラスチックの一括回収を目的として、複数の自治体が広域的に連携しようとする場合</p> <p>(1) 費用負担に対する自治体間の合意形成が困難</p> <p>(2) 施設建設候補地(迷惑施設立地)の選定や周辺住民の合意形成が困難</p> <p>(3) 集める製品プラスチックの品目や、分別ルールを自治体間で統一することが困難</p>	<p>【今回、全国自治体アンケート調査で新たに得た情報】</p> <p>①自治体間で連携して話し合いの場をできるだけ作り、調整を進める ②自治体ごとに按分して費用を負担する。 ③ごみ処理施設を整備した際、ごみ処理費用等は各自治体が搬入した量に応じて分担する。 ④都道府県による調整、発信</p> <p>【今回、全国自治体アンケート調査で新たに得た情報】</p> <p>①県の積極的関与による広域化の目的に関する住民説明の実施 ②持ち回り制にする ③パブリックコメントや地元町内会との協議が必要</p> <p>【今回、全国自治体アンケート調査で新たに得た情報】</p> <p>①都道府県も含めた関係自治体協議 ②中間処理施設の設備によって、処理可能な製品プラスチックの種類が異なってしまうため、国県等で一定の基準を定めることが必要。 ③各自治体で最も分別品目が多い自治体に合わせる。 ④収集する品目について自治体間や処分場と協議を行う ⑤住民への負担を考慮し、分別ルールの統一を図る。 ⑥分別ルールやごみ有料制度の統一についてそれぞれの自治体で市民周知が必要 ⑦ルールの統一にあたっては最も能力の低い施設に合わせた分別となると思 ⑧実証や組成調査等を行い、品目のすり合わせを行う。</p>

アウトプット3．32条と33条のメリット・デメリットの概要版

		32条スキーム	33条スキーム
自治体	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 入札制度のため再商品化事業者の確保が不要 自治体職員の事務的な負担が比較的少ない。 組成調査や品質調査にかかるコストを軽減できる 容りの回収をしている場合は既存ルートの活用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 再商品化事業者やリサイクル方法の選択が出来る 製品プラ単独の再商品化契約が可能 3年契約のため予算計画が立てやすい 再商品化先が決まっており再生利用が可視化しやすい 中間処理を省略または簡素化できるため省力化が可能
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 再商品化事業者やリサイクル方法を選択出来ない 負担金額が大きい製品プラ割合が変動する可能性 入札のため年度毎に処理単価が変動する可能性 再商品化先が毎年変わるため再生の可視化が困難 中間処理工程が必須であり施設や人員の確保が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体自ら再商品化事業者を探す必要がある 自治体職員の事務的な負担が比較的大きい 組成調査や品質調査は自治体側の責務 中間処理に関して、事業者側との調整が必要
事業者	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 自治体への営業活動が不要 容り協会との契約のみで複数自治体が処理可能 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の自治体と確実に契約でき、物量の予測が可能 3年間の長期契約が確約 製品プラ単独契約により高付加価値製品の製造可能 自治体に対し、処理単価を提示できる 特定の自治体のみのためベール品質が安定 運搬コストを吸収できるエリアの自治体を選ぶことが可能
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 事前に落札できる量や落札先の自治体がわからない 再商品化製品の販路が限られてしまう可能性がある 自治体毎にベール品質の差異があり個別対応が必要 落札自治体との距離次第で運搬のコストが嵩むリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体への営業活動が必要 自治体毎に書類管理、処理、数量管理が必要 必要となる設備投資に対して、再商品化計画の更新が3年ごとのため、将来の確約がない ベール化不要とした場合に異物で収率低下の可能性

⑤製品プラの処理に係るコスト

		32条スキーム	33条スキーム
自治体	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 容り協が再商品化製品の組成・品質調査を実施するため、自治体における調査にかかるコストを軽減できること。 独自の再商品化と比べ、コスト負担が軽減できる場合が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 3年契約の中で、コストを含めた予算計画が立てやすい 再商品化事業者との契約を3年間の長期継続契約とした場合、契約2年目以降の金額について、物価高騰等の社会情勢の影響を受けない、または有利に働く場合があること。 再商品化計画の認定を受けることで、市町村と再商品化事業者の中間処理工程を一体化でき、コスト削減ができる。 32条ルートと比較し、処理費用が安い 破袋や選別等の中間処理が省略でき、コスト削減につながる
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 製品プラの処理コストが予測困難 毎年度、容り協による再商品化事業者に係る入札が行われるため、毎年度、処理単価が変動する可能性があること。 選別・梱包まで必要になる為、費用が高くなる。 製品プラの比率が低いから高いに変わると自治体の費用負担面で苦慮することが想定される。 (補正予算対応などが必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 製品プラの回収量が増加すると、自治体の処理費用の増につながるため、負担者（市民）への説明が重要である。

アウトプット4. 住民向け広報内容の要素テーマの一部抜粋 *全体約10ページ

『もったいない』という考え方。 日本全体のプラスチックリサイクルによって**1,788億円**
国民一人当たり1,490円 **25mプール3,521杯分**の石油の節約が出来る

	プラスチック 951万トン（日本全体）	日本全体のプラスチック再生材 180万トン（産廃由来も含む）
必要となる原油量	1,116万kL	211万kL
原油額 (原油価格 84,657円/kL ^{*1})	9,448億円	1,788億円
1人あたりの金額 (日本の人口 1.2億人)	7,873円	1,490円
プール(25m) 何杯分 (600m ³)	18,600杯	3,521杯

*1 出所) 財務省貿易統計

プラスチックを生産するために必要となる原油は、原油全体の**2.8%**を踏まえると、原油全体が4億kLなので、約1,116万kLとなる。

再生プラスチックを生産するために必要な原油は、生産されたプラ量は、951万トン、再生プラスチックは、180万トンより、**0.53%**(= $2.8 \times 180 \div 951$)なので、原油は、約211万kL

アウトプット4. 住民向け広報好事例の一部抜粋 *全体約30ページ

横浜市の事例（Web・SNS広告）

広報ツールを広める

- 分別ルールの変更 1か月前から、先行9区に向けた広告を展開。
- 「YouTube」「LINE」「Yahoo!」の3つの媒体で広告を展開することで、ごみの分別への関心の有無に 関わらず、幅広いターゲットに訴求することを目指した事例。
- 2024年8月の公開以降、YouTube上に公開されている動画（15秒）の再生数は約93万回に達している（2025年2月10日時点）。

YouTube広告



広告動画(15秒)
完全視聴

市WEBサイトへの
クリック

LINE広告・Yahoo!広告



出典：横浜市 脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会（令和6年9月18日）資料

アウトプット5．一括回収と分別回収のメリット・デメリットの一部抜粋

- ①製品プラは、自動車、家電などの工業製品の品質目標の目安を満たす可能性がある。このため、**製品プラと容リプラの分別回収ができれば、再生材の工業用途への将来的な展開が見えてくるとの期待。**
- ②容リプラと製品プラを市民の排出段階から**分別している自治体は30以上存在。**
また、市民が分別せずに排出して、中間処理で分別している自治体もある。
- ③既に一括回収を実施している自治体においては分別回収は難しいが、**これから製品プラ等の回収を始める自治体については、分別回収の可能性もあるのではないか。**
- ④一方、分別回収は、**住民や自治体の負担が大きいなどの否定的な意見や、回収量が減少する可能性、コスト増と品質向上の最適化の必要性などの中立的な意見もある。**
- ⑤これから製品プラ等の回収を行う自治体に対して、**分別回収のメリット・デメリットを客観的に伝え、自治体ごとの判断を促すことについてどう考えるか。**

＜メリット・デメリットの一例＞

	一括回収	分別回収
メリット	<ul style="list-style-type: none">・比較的住民の理解を得やすい。・回収コストを抑えられる。	<ul style="list-style-type: none">・身近な工業製品へリサイクル出来る可能性が高く住民へアピールし易い。・有価で売却出来る可能性がある。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・住民にとって身近な製品へのリサイクルになりにくい。・ベール化作業に手間がかかる。	<ul style="list-style-type: none">・分別に対する住民の理解を得るのが困難。・回収コストが高くなる。

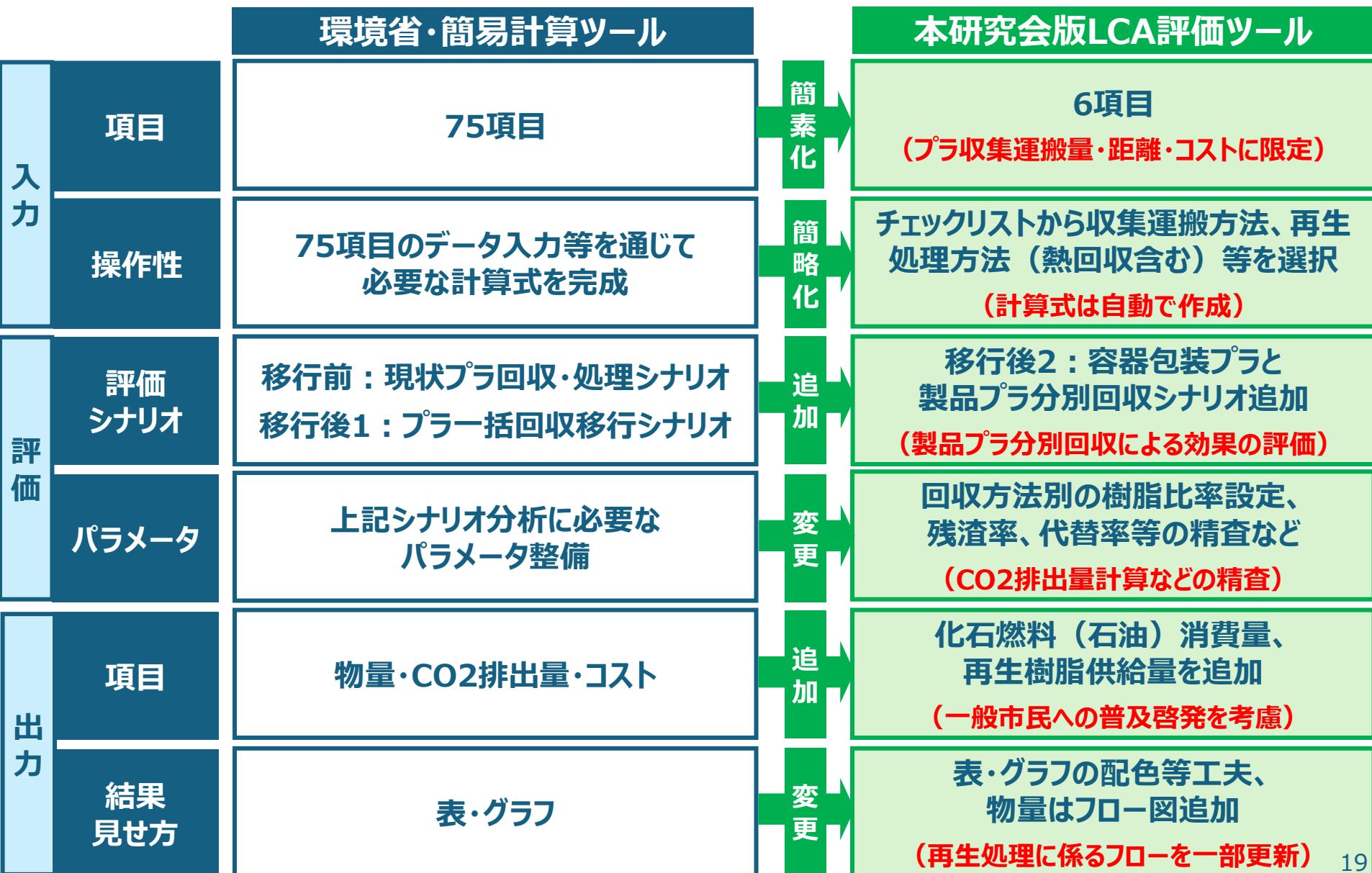
アウトプット5．一括回収と分別回収のメリット・デメリットの一部抜粋

製品プラの有価売却自治体の事例

自治体	製品プラ回収、処理状況
八代市（熊本）	<ul style="list-style-type: none">焼却炉が古く焼却量を減らす目的で製品プラの分別回収を開始。エコエイトやつしろでPP・PEの樹脂選別まで行い、市内のリサイクル業者に8円/kg(輸送費込み)で引き取ってもらっている。パレット、ハンガー、自動車部品にリサイクルされている。サイズ制限無し。平ボディーで回収し60t/年程度。また選別後の残渣は焼却している。  <p>プランター、ポリバケツ、ポリタンク、衣装ケース、CD・DVDケース コップ、カセットテープケース、洗面器、ハンガー、タッパーなど</p>
葛飾区（東京）	<ul style="list-style-type: none">R7より製品プラの分別回収を開始。確実にMRするべく独自処理を選択。区内の複数リサイクル業者で運営する組合に有償で引き取りしてもらっている。単価は非開示、回収量は初年度なので不明も順調に推移 <p>プラスチック素材だけで出来ている 一边が30cmを超えないもの</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"><p>これまで燃やすごみで出していてプラスチック素材だけでできている一边が30cmを超えないもの</p><p>プラスチック製カトラリー プラスチック製くし・歯ブラシ プラスチック製おもちゃ クリアファイル</p></div>

アウトプット6. LCAとコスト分析ツールの抜粋（環境省ツールからの変更）

- ・ 入力、評価、出力のそれぞれの観点から、本研究会版LCA評価モデルの主な更新点を以下に整理



アウトプット6. LCAとコスト分析ツールの抜粋（出力項目）

- 環境省・簡易計算ツールと本研究会版LCA評価モデルの出力項目一覧は以下のとおり
- 本研究会版LCA評価モデルでは「化石燃料（石油）消費量」と「再生樹脂供給量」を出力項目に追加

出力項目	環境省・簡易計算ツール		本研究会版LCA評価モデル		
	移行前	移行後 プラ－括回収	移行前	移行後 プラ－括回収	移行後 製品プラ 分別回収
物量（フロー）	○	○	○	○	○
CO2排出量	○	○	○	○	○
コスト	○	○	○	○	○
化石燃料（石油） 消費量	－	－	○	○	○
再生樹脂供給量	－	－	○	○	○



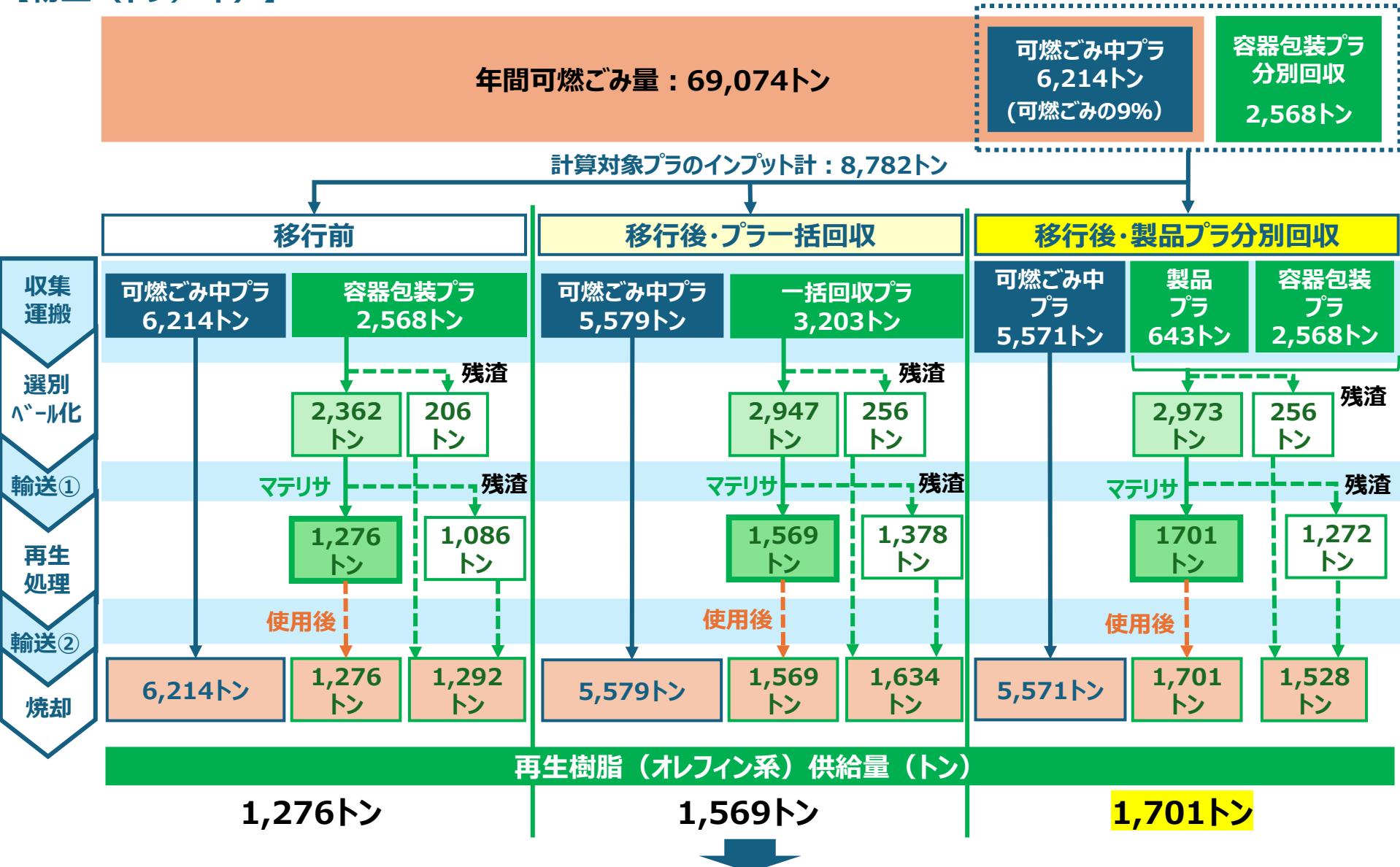
【出力項目追加により期待される効果】

- 化石燃料（石油）消費量：一般市民に対するプラ－括回収・製品プラ分別回収のわかりやすい効果のアピール
- 再生樹脂供給量：PP、PEを対象として、プラの循環経済への移行に係る意識を向上

出力結果の見せ方の工夫については、「(3) 本研究会版LCA評価モデルによるプラ－括回収・製品プラ分別回収の効果の評価」(次スライド以降)において示す

アウトプット6. LCAとコスト分析ツールの抜粋（シミュレーション結果・物量）

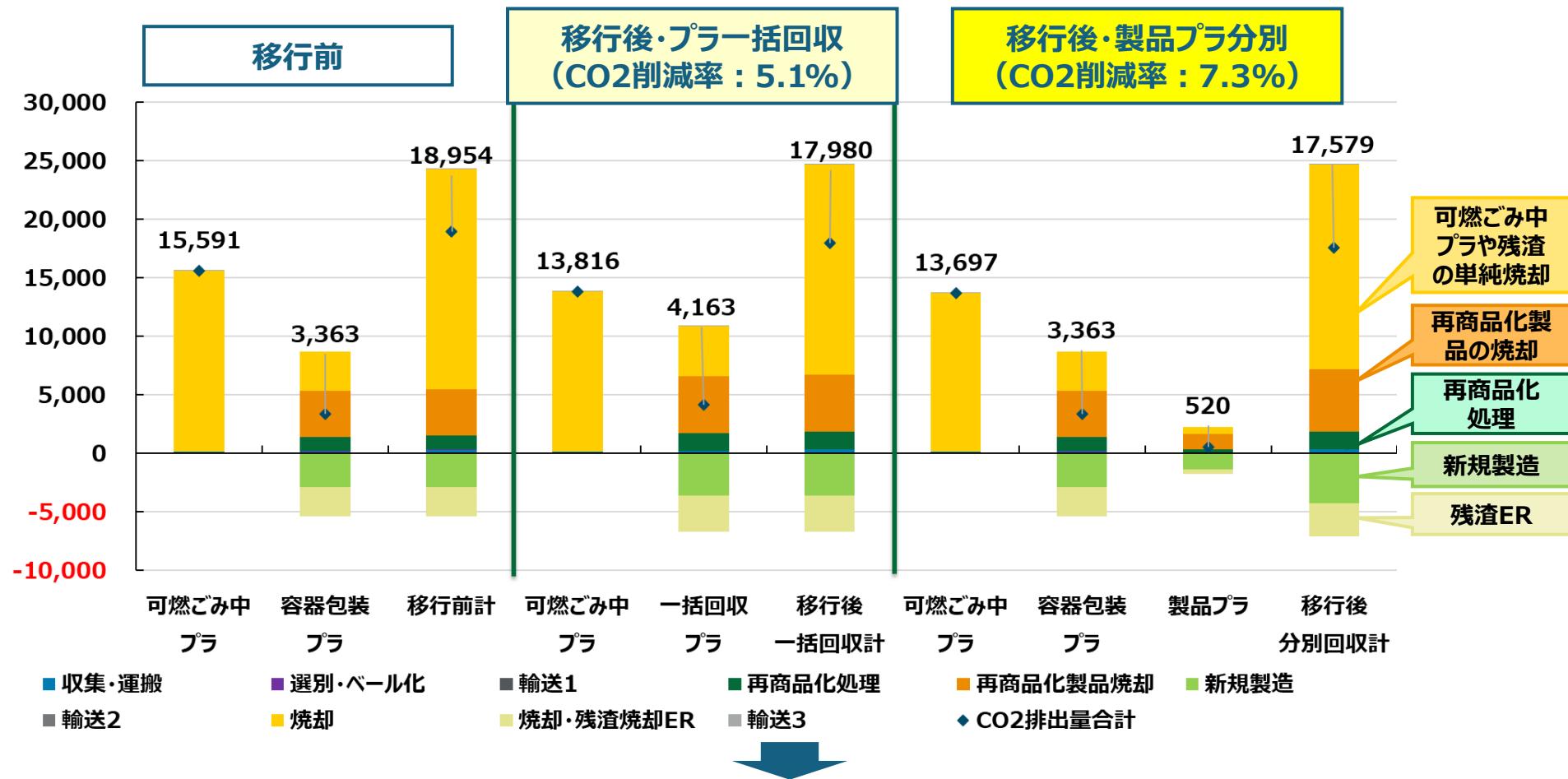
【物量（トン／年）】



- ・ 製品プラ分別回収において、比較的質の高いPP、PEを確保できるため、再生樹脂供給量が大きくなる²¹

アウトプット6. LCAとコスト分析ツールの抜粋（シミレーション結果・CO2）

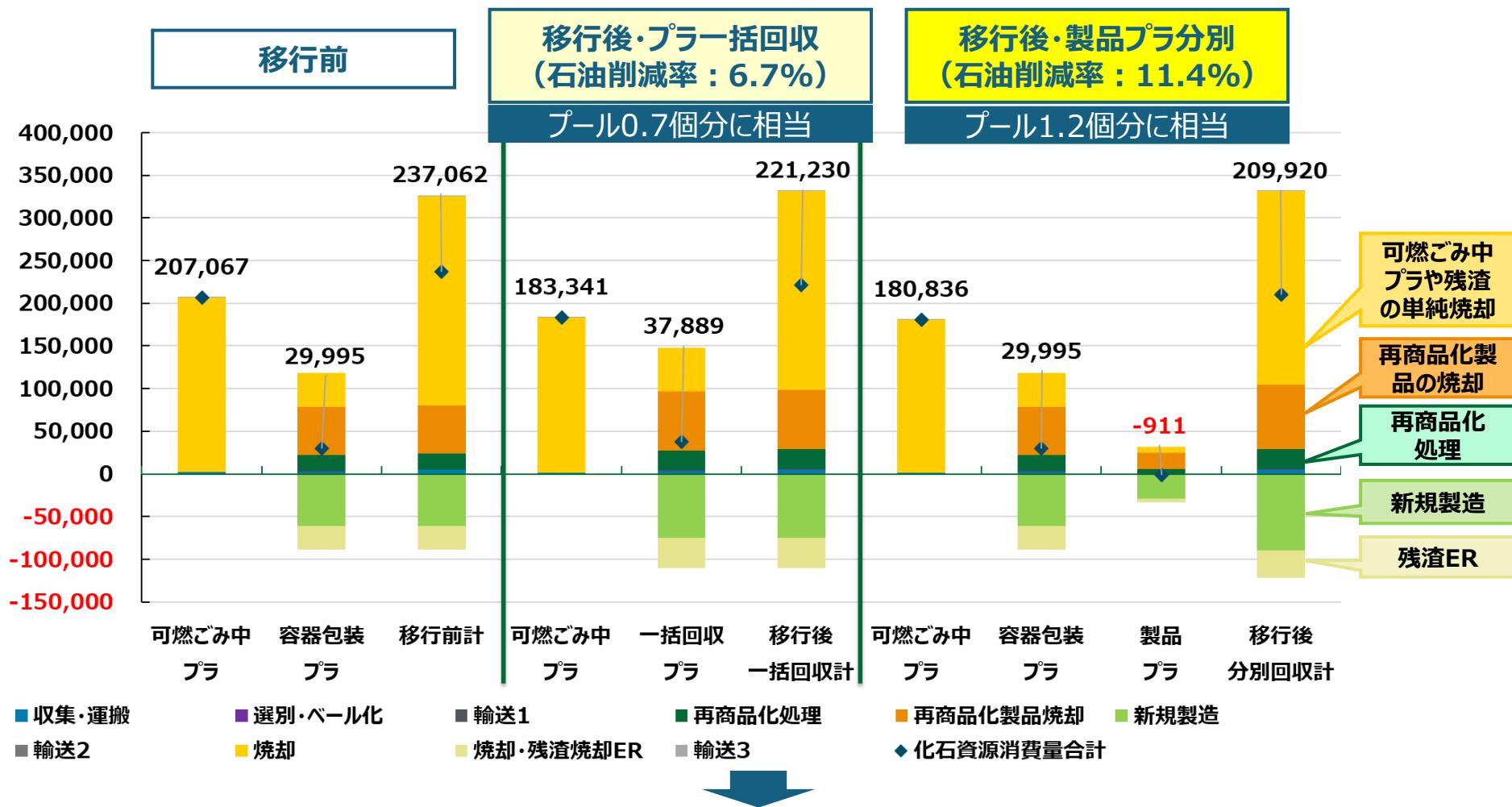
【CO2排出量（トン／年）】



- ・ 残渣ER（熱回収）の代替効果により、残渣の単純焼却のみをシナリオとして設定する環境省・簡易計算ツールの結果に比べ、全体的にCO2削減効果が向上
- ・ 製品プラ分別回収では、再商品化されるPP、PEが一括回収に比べて増加し、新規製造の代替効果が向上
- ・ この削減効果が、再商品化製品焼却や収集運搬等に係るCO2増分を上回り、現行比で7.3%のCO2削減に貢献

アウトプット6. LCAとコスト分析ツールの抜粋（シミレーション結果・石油消費）

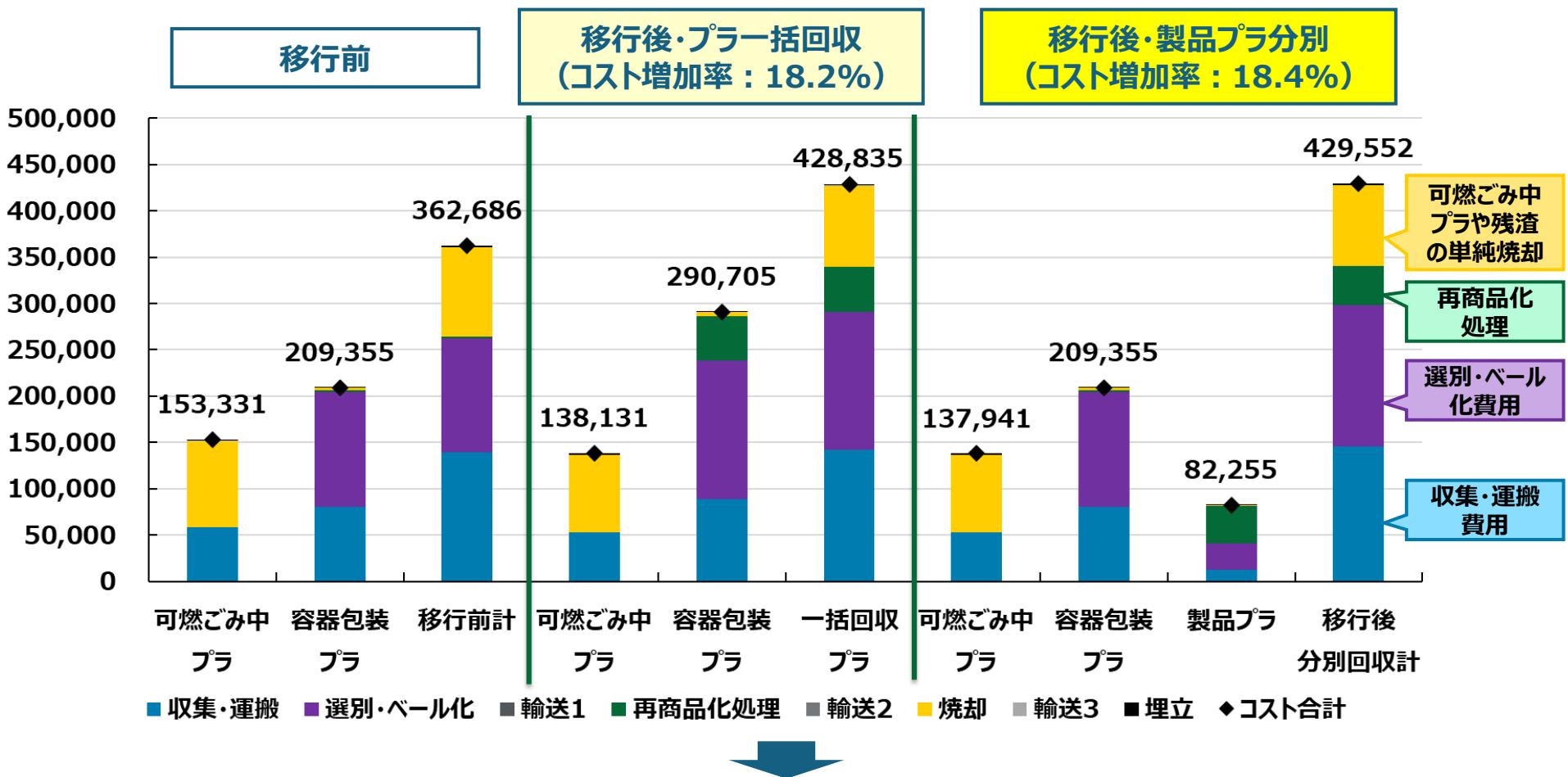
【化石燃料（石油）消費量（GJ／年）】



- ・ 残渣ER（熱回収）の代替効果により、石油消費削減効果が向上
- ・ 製品プラ分別回収では、再商品化されるPP、PEが一括回収に比べて増加し、新規製造の代替効果が向上
- ・ この削減効果が、再商品化製品焼却や収集運搬等に係る石油消費増分を上回り、現行比で11.4%の石油消費削減に貢献

アウトプット6. LCAとコスト分析ツールの抜粋（シミレーション結果・コスト）

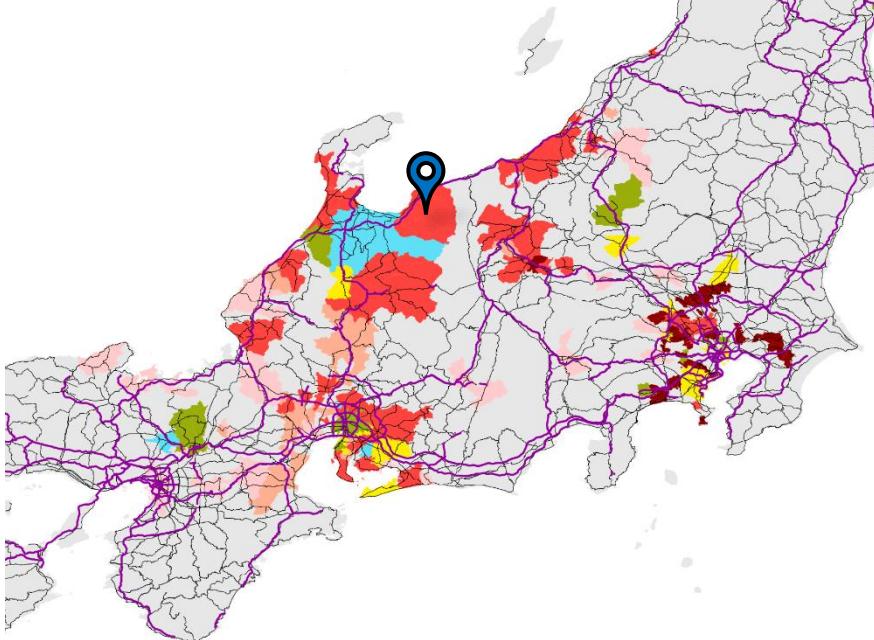
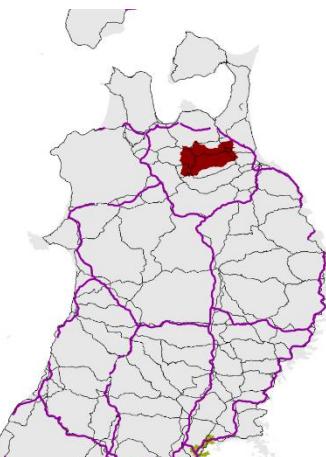
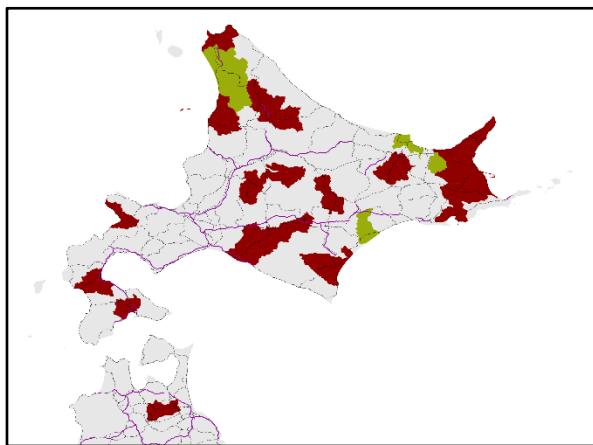
【コスト（千円／年）】



- 製品プラ分別回収では、収集運搬と選別・ベール化に係るコスト増が大きく、全体としてもコストが最も大きくなる

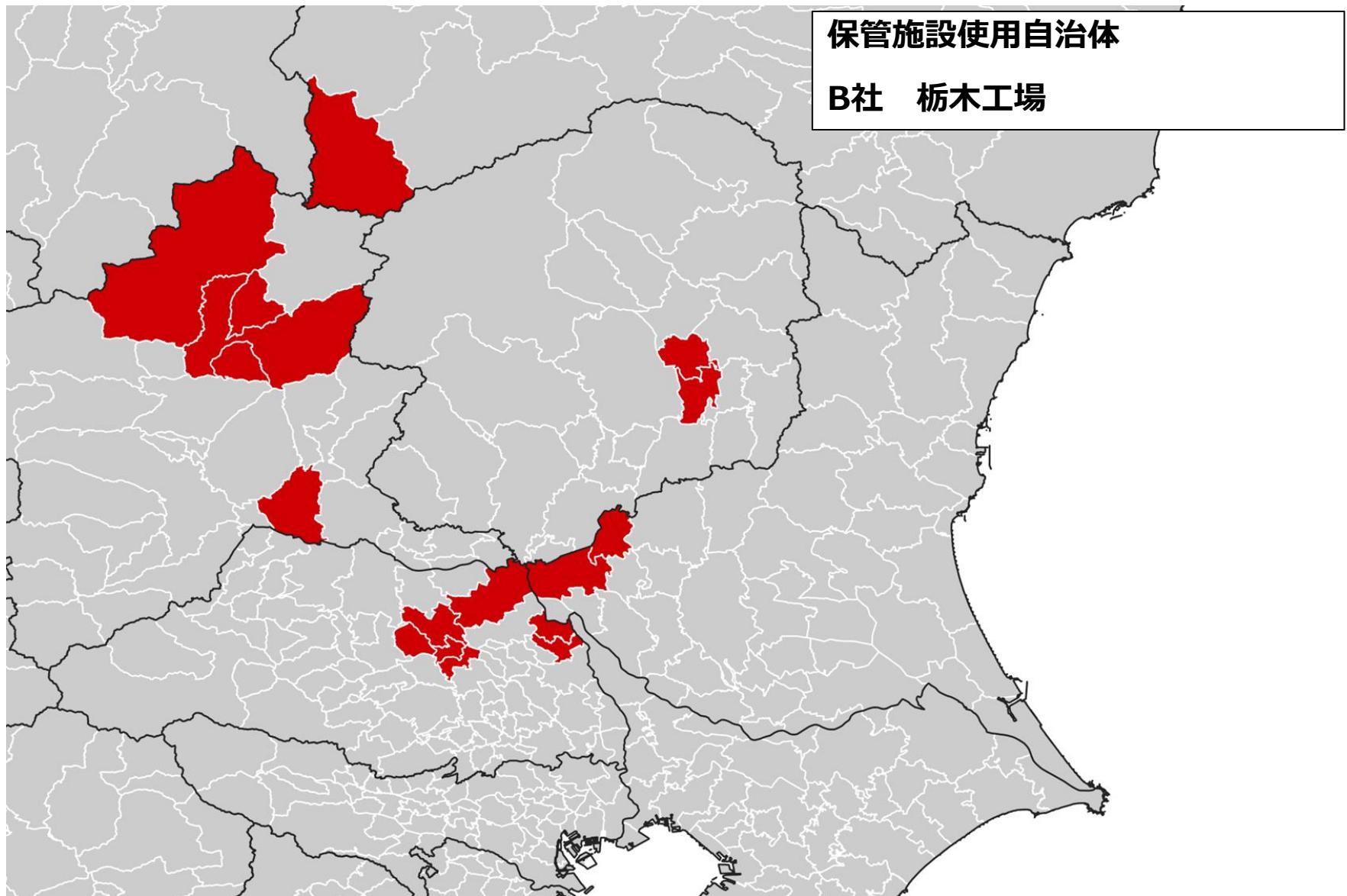
アウトプット7．再商品化事業者のエリアマップの一部抜粋 *全体約40ページ

再商品化事業者マッピング：A社



- 33条スキーム
- 32条(分別収集物)落札履歴
- 32条(分別収集物)落札履歴(指名競争入札等)
- プラスチック製容器包装(容り)落札履歴
- 容り落札履歴(指名競争入札等)
- 容り落札履歴(2019年以前)
- 容り落札履歴(2019年以前かつ落札回数1回)
- 高速道路
- 一般国道

アウトプット7．中間処理事業者のエリアマップの一部抜粋 *全体約250ページ



アウトプット8．研究会専用サイトの概要

目的 : 一般公開サイトの他に、登録者限定サイトを開設し、自治体・再商品化事業者
中間処理事業者等のネットワーク構築とマッチングを進めることで、プラスチック回収の促進を図る。

運用案 : 一般公開する研究会の各種アウトプットは例示レベルとし、登録者限定サイトではより詳細な情報
連絡先などを公開する。

登録要件 : 連絡先(担当者名・アドレス・電話番号)等の公開と、登録者からの問合せの受け入れ。
自治体(無料) 事業者(基本、無料)

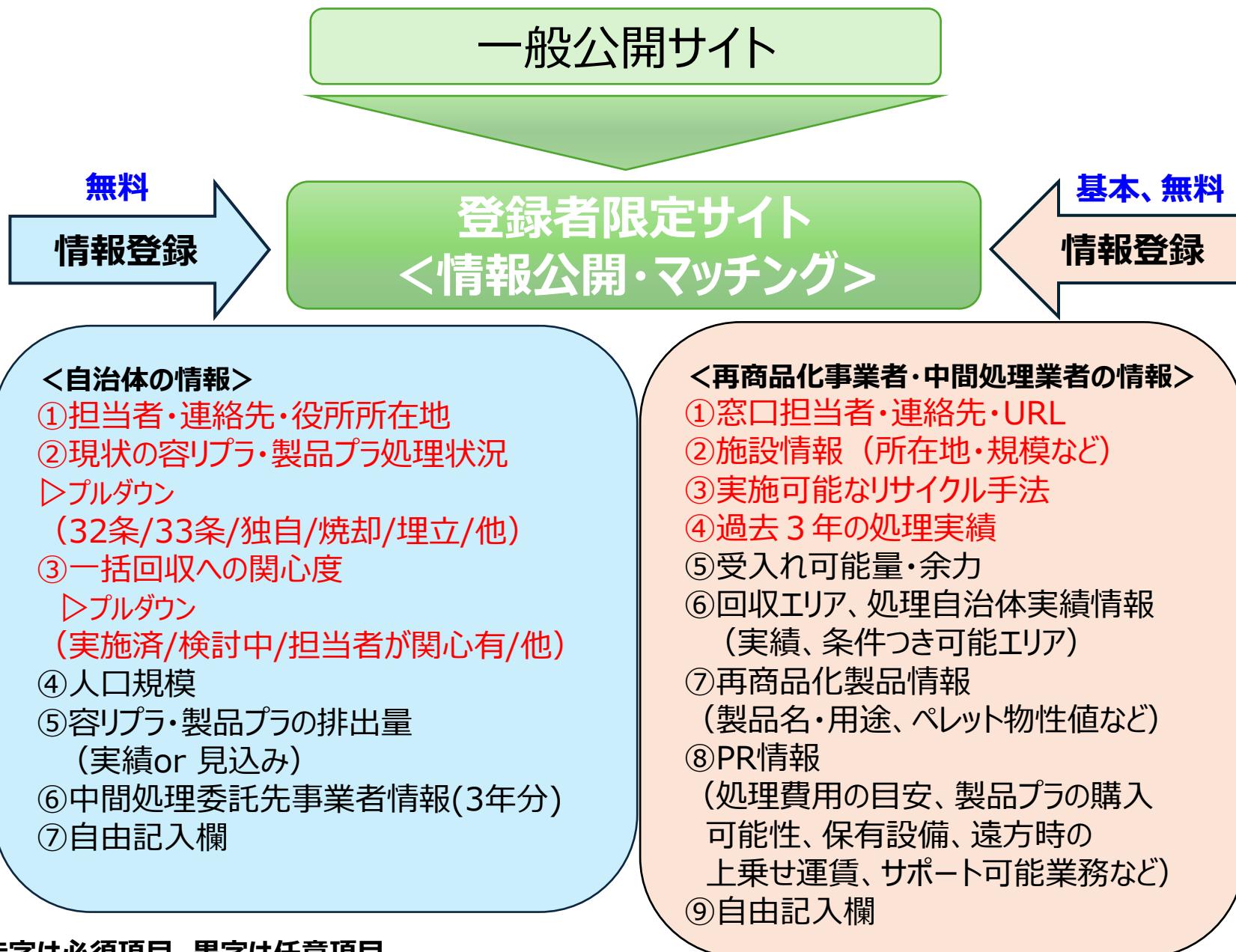
公開情報	一般サイト	限定サイト
1. 容リプラ・製品プラの回収に取組む自治体の為の TODOリスト	要約版	完全版 *
2. 容リプラ・製品プラの回収に取組む自治体の為の 課題と対応の事例集	要約版	完全版
3. プラスチック資源循環促進法 32条・33条のメリット・デメリット	要約版	完全版
4. 住民向け 広報内容の要素テーマと好事例集	要約版	完全版
5. プラスチックの一括回収と分別回収のメリット・デメリット	要約版	完全版
6. 環境省の簡易ツールをベースにした LCAとコスト分析ツール	要約版	完全版 *
7. 中間処理事業者・再商品化事業者のエリアマップ	要約版	完全版
8. マッチングサイト登録情報 * 詳細は次ページに記載	—	完全版

* はexcel、ppt版で掲載(加工・編集可) その他はPDFで掲載。

アウトプット8．登録者限定マッチングサイトのイメージ

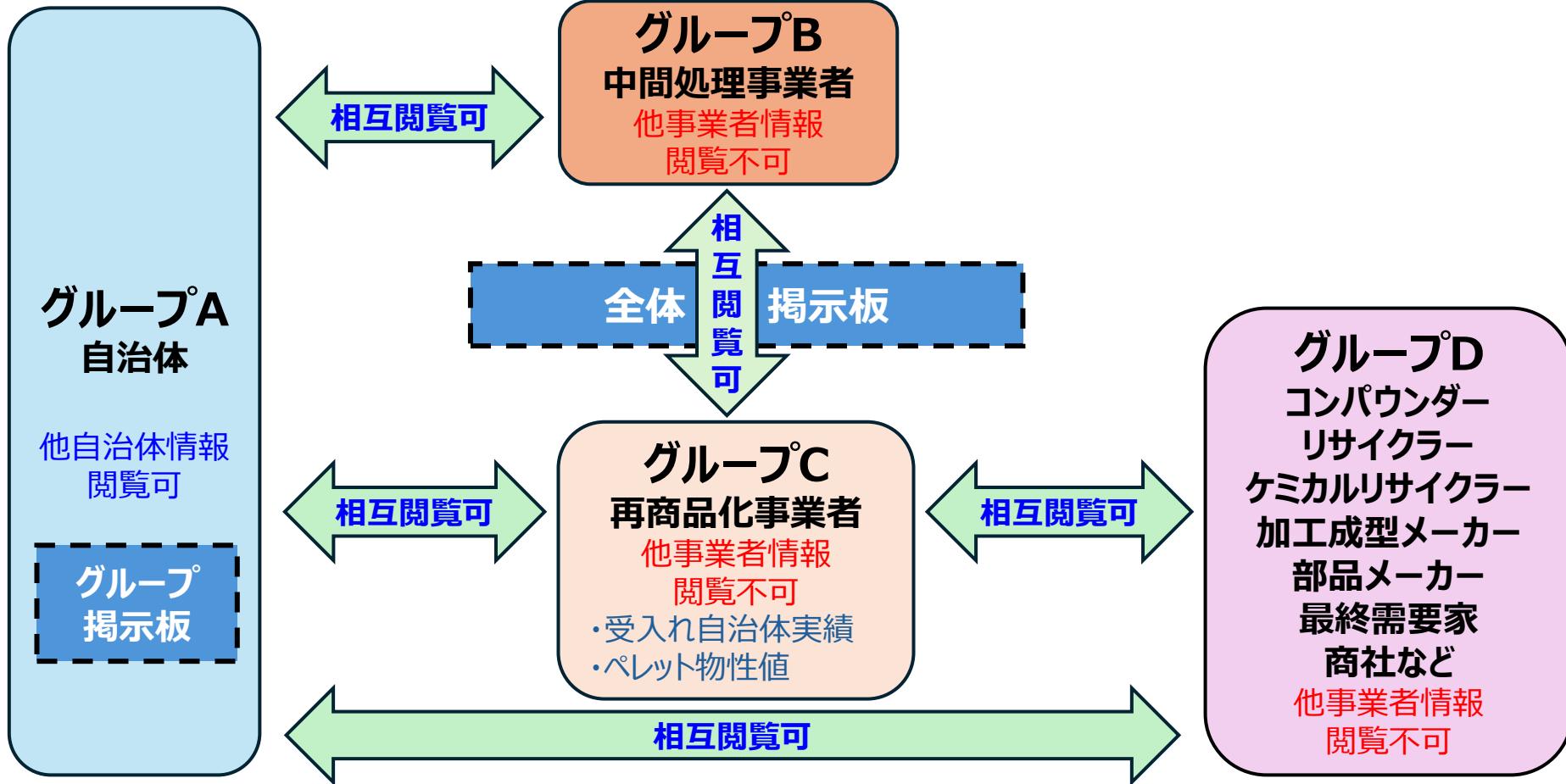
自治体

事業者



*赤字は必須項目、黒字は任意項目

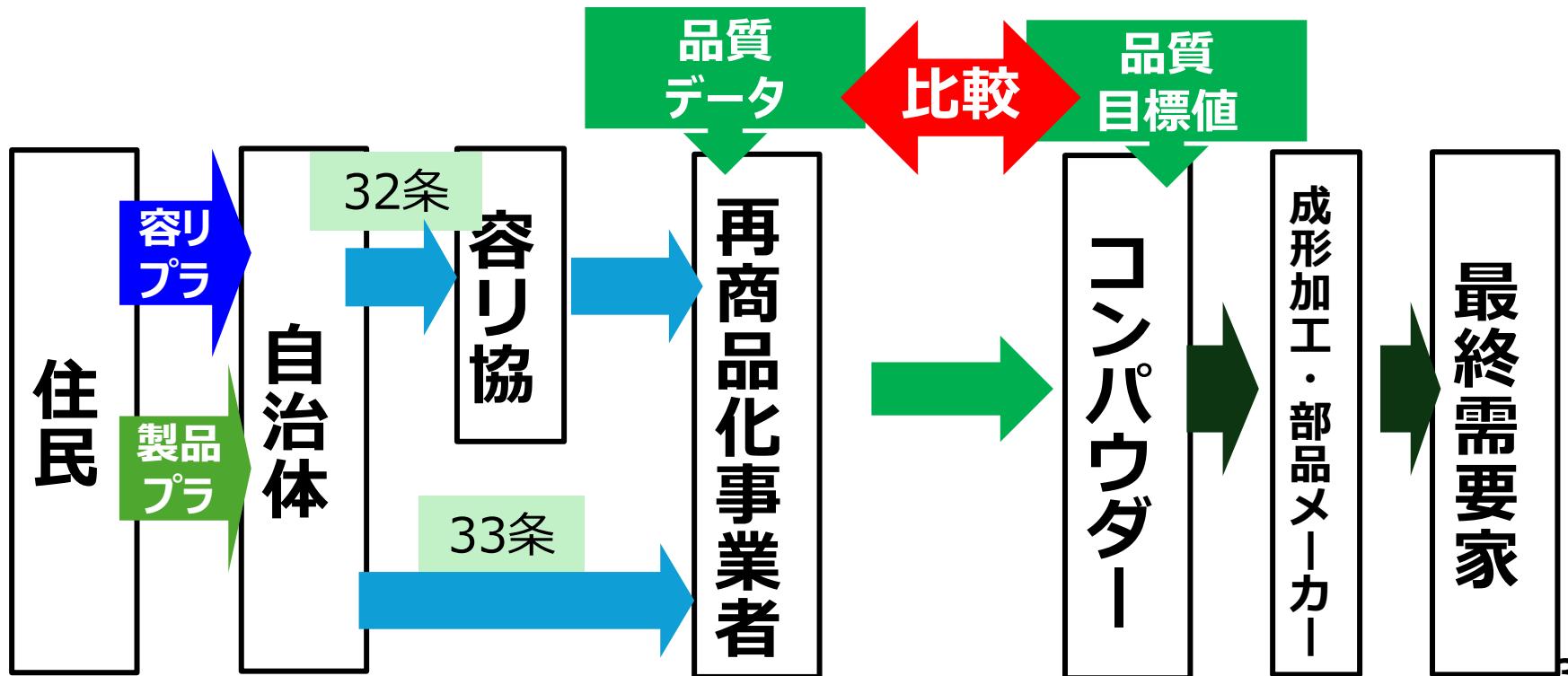
アウトプット8．マッチングサイトの運用ルールなど



- 自治体は他自治体の登録情報の閲覧を可能とし、またグループ掲示板を設け幅広く情報交換可能とする。
(先行して一括回収を実施している自治体にも登録頂き、情報発信される事に期待)
- B.～D.の各事業者は機密保持の為、グループ内閲覧は不可。
- A.～D.登録者は全体掲示板へのアクセス可とし、個別連絡以外の情報交換に役立てる。
- B.C.D.への重複登録は不可。(兼業の場合はいずれかを選択、備考欄に事業内容を記載する事は可能)
- 初回登録時は、登録様式をプラ循環協に送付し、情報登録後にIDとPWを発行する。
- 登録情報更新は年に1度の定期更新をプラ循環協で対応する。

再生材の品質評価分析（背景と論点）

- これまでの研究会では、容リプラ・製品プラの回収について国民の理解と協力を進めるためには、**工業製品などの身近な用途への展開が必要**との指摘が寄せられたい。
- これに対し、自動車業界をはじめとした需要業界では再生材への関心が高まっているが、**容リプラ・製品プラの再生材の品質は需要業界のニーズを満たさないケースが多く、再生材の活用は限定的**。
- 一方で、国内でリサイクルされる**再生材の7割以上が、品質要求水準の低い、中国などに輸出されている**という指摘がある。
- そこで、現状の再生材の品質レベルと、需要業界から求められる品質レベルの比較分析を行った。



再生材の品質評価分析（分析結果）

【品質分析方法】

- ① 再商品化事業者5社から容リフラ・製品フラ由来の再生材の品質データを提出して頂いた。
- ② 再生材の需要家の品質ニーズに詳しいコンパウダー7社から容リフラ・製品フラ由来の再生材が備えるべき品質水準（目標値の目安）を提出頂いた。
- ③ ①については、最も水準の高いデータ、②については、最も要求水準が低いデータを分析した。

樹脂別		PP								
用途		自動車汎用再生材①		自動車增量材		家電再生材		事務機器再生材		総括
		容リフラ等	製品フラ	容リフラ等	製品フラ	容リフラ等	製品フラ	容リフラ等	製品フ拉	
密度	g/cm ³	○	○			△	○	×	△	◎
引張った時の強さ	引張降伏強さ(MPa)							○	○	
引張った時のかたさ	引張弾性率(MPa)	○								
引張った時の伸び	引張破断伸び							○	×	
曲げた時のかたさ	曲げ弾性率(MPa)	○	○	○	○	△	○	×	×	◎
曲げた時の強さ	曲げ強さ(MPa)					×	×	○	○	
ぶつかった時のわれにくさ	シャルピー衝撃強度(MPa)	×	○	△	○	△	○	×	△	◎
どこまでの熱にたえられるか	荷重たわみ温度(℃)									
成形のしやすさ	MFR(g/10min)	×	○	○	○	×	○	○	×	◎
においの少なさ		△		△		△		△		◎
塩素濃度		△	△	△	△	△	△	△	△	◎
異物の少なさ		△	△	△	△	△	△	△	△	◎
禁止化学物質の有無		△	△	△	△	△	△	△	△	◎

再生材の品質評価分析（まとめ）

（再生材の品質についての分析結果から示唆される点）

- ①比較的高品质な再生材料の現在の品質は、比較的低い品質目標の目安との間で開きはあるものの、事業者の努力や自治体の協力次第で埋められる可能性がある。
- ②製品プラは、自動車などの工業製品の品質目標の目安を満たす可能性がある。
- ③容リプラは、自動車用等の再生材の增量材としてなら利用できる可能性がある。
- ④容リプラからボトルなどの硬質廃プラを事業者において選別できれば（例えば、バリスティック装置による2Dと3Dの選別）、工業製品の品質目標の目安を満たす可能性がある。
- ⑤ただし、禁止化学物質の問題等については更なる深堀検討が必要。

（議論の内容）

- 現状品質と目標値の比較について、バージン材を半分以上混入すれば容リプラを5%程度混ぜても、物性値目標は達成可能であり、課題は臭い、塩素濃度、化学物質混入と認識している。
- 品質評価について、リサイクル材のバラつきの幅や、色についての評価も重要な視点となる。
- マテリアルリサイクルについては、臭いの問題の他、熱履歴に起因して分子構造が変わり、強度や相溶性の低下の問題がある為、末端のユーザー側の意見も聞いて、情報を整理していくことが必要。
- 製品プラに含まれるブロム系難燃剤については、高い濃度のものもあるが、精緻な測定を行うと特定ブロムに該当するものは少ないので、さほど心配する必要はない。
- 再商品化業者としては、特定事業者側の製品グレート別(射出・フィルム等)の割合のデータがいただけないと、家庭系のプラを集めた時に、どのくらいのグレードのものが、どれくらい作れるかの試算が出来る。

入札制度の見直し（品質の向上、処理能力の拡大など）

（趣旨）

- ①先に用いた品質分析データは、品質向上に意欲のある一部の事業者における特定の製品ロットでの、いわばチャンピオンデータに近く回収した自治体や製品ロットの違いなどにより品質データはバラつくとともに、必ずしも全ての事業者が達成できているとも限らない。
- ②全ての自治体から集められた容リプラ・製品プラについて、業界全体での品質を向上させるためには制度的な仕組みが効果的と推察される。
- ③現状の容リプラ・製品プラの入札制度においては、主として再商品化製品の量で委託金額（契約金額）が決まる仕組みとなっており、品質向上に向けたコストや努力への対価が十分には支払われず、更には品質向上のために選別を厳しくすればする程、生産量が落ちて委託金額が減るというディスインセンティブ的な制度となっているとの指摘もある。
- ④事業者が自発的に品質向上に取り組むことを促すような制度となるよう、入札制度の中に品質も重視する視点をより強く入れることについて、どう考えるか。

（議論の内容）

- 現状の品質評価とユーザーのニーズの違いは承知しており、入札制度の改革に向けて、様々な検討をしている。その際は適切な品質が担保できれば総合的評価に拘らない。
- 新しい評価基準については、品質だけでなく収率についても両立できるような方向性が望ましい。
- 物性評価の項目が増えると、その分特定事業者の負担が増える事も考慮する必要がある。
- 改善の方向性については、再商品化事業者側の視点だけでなく、自治体の方や、メーカー側のインセンティブなども考えていくことが必要である。

入札制度の見直し（品質の向上、処理能力の拡大など）の論点

1. 再生材の品質向上

事業者が自発的に品質向上に取り組むことを促すような制度となるよう、入札制度の中に品質も重視する視点をより強く入れることについて、どう考えるか。

2. 総合評価の位置づけ

事業者を選別するために始まった総合的評価は当初の意義をなくしており、総合評価が落札可能量の制約になっていることから見直しが必要ではないか。

3. 落札上限額

処理における電気代や輸送の高騰に伴い落札上限額の引き上げをどう考えるか。

4. マテリアルリサイクルとケミカルリサイクルのジョイントグループ[°]

現状、複数のマテリアルリサイクル事業者が連携してリサイクルすることはジョイントグループとして認められているが、マテリアルリサイクルとケミカルリサイクルの連携はジョイントグループで認められていない。

5. マテリアルリサイクルのペレット等のケミカルリサイクルへの販売

仮にマテリアルリサイクルとケミカルリサイクルのジョイントグループが認められた場合、両方の事業者が再商品化委託費を分け合う形となる。これとは別に、マテリアルリサイクルで再商品化されたペレット等をケミカルリサイクルが原料として購入する形態も考えられるが、現時点でのこの第二の形態は認められていない。現制度では、ケミカルリサイクル事業者はマテリアルリサイクルのユーザー（再商品化利用事業者）に登録することができない。

6. 複数の事業者とのジョイントグループ[°]

循環型ケミカルリサイクルの処理量はマテリアルリサイクルより多いため、一つの循環型ケミカルリサイクルと複数のマテリアルリサイクルのジョイントグループを可能とできないか。

7. 油化を経由しない循環型ケミカルリサイクル

油化を経由しない循環型ケミカルリサイクルもリサイクル制度の対象とできないか。例えば、試験運転中のPSの循環型ケミカルリサイクルは容り由来のインゴットやペレットを受け入れられる可能性がある。

8. 試験研究用の容リプラの入手

容リプラ等の廃プラを循環型ケミカルリサイクルの試験研究用に利用することについて解禁できないか。

9. 循環型ケミカルリサイクル優先枠

循環型ケミカルリサイクルのパイロットフェーズでの経済性の課題を踏まえ、循環型ケミカルリサイクルの優先枠を創設できないか。

10. 収率上限

収率50%超を事業者が目指すことを促進するための制度を検討できないか。

11. 32条、容り単体における収率の計算方法の見直し

33条の収率の計算式の分母は「市町村からの引取量 - 異物量」となっているが、32条と容り単体での分母は「引取量」のみとなっており、33条に比べて収率が低くなる計算式となっている。32条と容り単体でも33条と同様の計算式にしてはどうか。

12. 容り制度の再商品化費用を使ったインセンティブ

環境配慮設計をした製品、再生材を使った製品について、容り制度の再商品化費用の減額をしてはどうか。

以上の論点については、政府で検討中の入札制度の見直し検討会

入札制度の見直しについての現状と今後の見通し

これまで当研究会で議論してきた入札制度の見直しについての論点は、現在、政府で検討中の入札制度の見直しの中に包含されている部分も多く、当研究会としても引き続きその経過を注視しつつ、より有意義な制度となるよう議論を重ね、政府への働きかけを行っていきたい。

容り入札制度の見直しの方向性

* 2025年10月9日開催の経産省・環境省の検討会資料より抜粋

課題	取組方針 今回の主な討議対象	達成すべき事項	達成方法		将来的に目指す姿
			短期（競争）	中長期（協調）	
1. 事業者の成長機会阻害に係るご意見	再商品化事業者の成長機会の確保（廃棄物の適正処理に向けた効率化）	A 量 B (最低限の)質 C 値格	安定枠の廃止 総合的評価方式活用の見直し 厳格な上限価格の見直し	総合的評価項目の見直し	容り法内でのプラスチック資源循環、動静脈企業連携で取組
2. 分別基準適合物及び分別収集物のリサイクル率に係るご意見	動静脈での目標の共通化（動静脈での連携強化）	D リサイクル率の向上 D 需要と供給のマッチング E ユーザーニーズに応じた質の担保	—	材料・ケミカルのジョイントの枠組み創設 動静脈連携枠の創設	
3. 再商品化製品の利用用途に係るご意見	E 再生材の高度な利用				

大規模ソーティングセンターの絵姿

- スケールメリットを追求するため、一廃（容リ単独、32条、33条）と産廃の両方を対象とすることを目指す。
 - 一廃については複数の自治体の中間処理を自治体の費用負担のもとで一括して担い、樹脂選別・ベール化までを担当した後は、再商品化事業者（マテリアル、ケミカル）とのジョイントグループ等でリサイクル。
 - 産廃については、排出事業者からの逆有償により樹脂選別・ベール化までを行い、再商品化事業者（リサイクラー、コンパウンダーを含む）に引き渡す。
 - ソーティングセンターの担い手として、中間処理事業者、再商品化事業者からの業態転換を想定。
 - 廃プラの輸送コスト、CO2排出量等を踏まえ、首都圏のみならず、他の大都市圏、地方圏でも検討されることが望まれる。
 - 複数の広域の自治体の合意形成が必要であることから、都道府県や国によるリーダーシップが期待される。
-
- スケールメリットに伴うコストダウンや、リサイクル品質の向上にも期待
 - 広域的な回収が、事業採算性からも必要
 - ソーティングセンターは、マテリサ・現行のケミリサ・新たなケミカルのいずれにも供給できる立場であったほうが良い
 - リサイクル材の評価までソーティングセンター周辺で担うことで、流通の観点でもメリットが得られる可能性

大規模ソーティングセンターについて

大規模ソーティングセンターの課題

【制度設計・立地設計】

- プラ新法の計画認定は3年であるが、ソーティングセンターのような大規模投資の回収のためには10年程度の特例認定ができないか（ヨーロッパでは約9年）。
- 制度毎（容り法、32条、33条）、自治体毎に処理工程、保管場所を分ける必要があるが、デジタルツールの活用などを前提として一体的処理を可能とできないか。
- 自治体単位での大臣認定の申請は調整コストや手間が大きいことから事業者からの一括大臣申請を可能とできないか。自治体毎の一般廃棄物処理計画は事業者の申請書にまとめる。これにより事業者に関する軽微な変更申請を自治体経由とすることも避けられる。
- 一廃と産廃の混合処理は同一性状であれば廃掃法上認められているが、容り法やプラ新法での扱いが不明確又は認められていないため、見直しが望まれる。
- 大規模ソーティングセンター実現までには小規模な実証事業の積み重ねが必要であるが、実証事業における回収スキームの検証や、再資源化の試作の際に、廃棄物処理法との兼ね合いがネックとなっている。プレ認定スキームのような簡易な特例措置が必要。
- 33条では地方自治法による契約のルールがあるため、入札によらない（随意契約）方法の整理が必須
- 一廃と産廃の混合処理については、容り法やプラ新法での扱いが不明確又は認められていないため見直しが必要
- 広域回収については、個々の自治体や事業者だけでは実現が難しいため、広域回収の旗振り役が必要
- 立地によって、国内の地域差が生じる可能性にも留意が必要

【産業構造と政策的支援】

- 現時点では樹脂選別後の引き取り事業者がほとんど見当たらないため、再商品化事業者、リサイクラー（マテリアル、ケミカル）、コンパウンダーからの参入や役割分担が必要。
- ソーティングセンターの主体者、樹脂選別後の引取り事業者の参入を後押しするため、財政的支援が望まれる。
- ソーティングセンターの立地自治体に対する何らかのインセンティブ措置や高度化法による支援措置等が望まれる。

【費用負担】

- 初期費用が多額になるため、国主導のプロジェクト推進が望ましい。事業者への補助・優遇措置等は必要

研究会の中間とりまとめ骨子（案）

1. 研究会設立の趣旨

- (1) 背景と問題意識
- (2) 目的

2. 自治体アンケート調査や研究会討議による現状分析と対応策

- (1) 自治体が新たに容リプラ・製品プラの回収を始める際の課題
 - ① 容リプラ・製品プラの回収に取組むための自治体To Doリストの作成
 - ② 自治体が容リプラ・製品プラの回収に取組むための課題と対応策の取りまとめ
 - ③ 容リプラスチック資源循環促進法32条・33条のメリット・デメリットの取りまとめ
 - ④ 住民向け広報内容の要素テーマと好事例集の取りまとめや資料の作成
 - ⑤ 一括回収と分別回収や収集品目についての情報取りまとめ
 - ⑥ LCAとコスト分析ツールの作成
 - ⑦ 事業者マップの作製
- (8) 研究会の取組情報の発信とマッチングを促進する仕組みの構築

3. 容リプラ・製品プラの品質評価

- (1) 再生材の品質についての課題
- (2) 再生材の品質評価分析

4. 入札制度の見直しや新たなリサイクルの枠組みについて

- (1) 動静脈連携枠における品質向上
- (2) 総合的評価の位置づけ
- (3) 落札上限額
- (4) マテリアルリサイクルとケミカルリサイクルのジョイントグループ
- (5) 複数の事業者とのジョイントグループ
- (6) 収率上限
- (7) 32条、容リ単体における収率の計算方法の見直し
- (8) 容リ制度の再商品化費用を使ったインセンティブ

研究会の中間とりまとめ骨子（案）

5. 分別回収のメリット・デメリットと自治体判断の促進

- (1) 分別回収の事例
- (2) 分別回収に関する情報提供について
- (3) 分別回収のメリット
- (4) 分別回収のデメリット

6. 大規模ソーティングセンター

- (1) 大規模ソーティングセンターの絵姿についての提案
- (2) 大規模ソーティングセンターの課題について
 - ① 制度設計
 - ② 産業構造と政策的支援

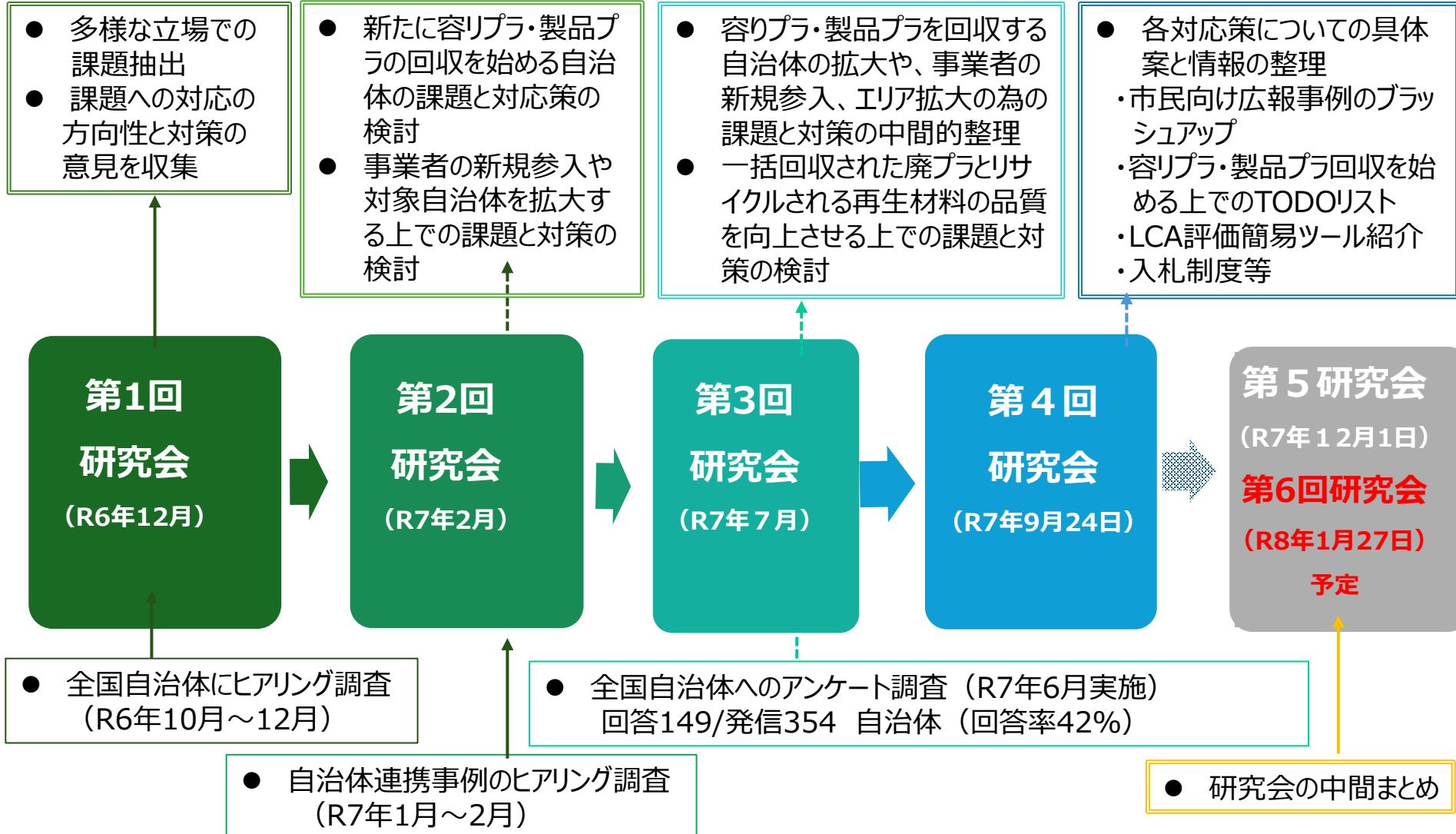
7. 制度改正・インセンティブ等について

- (1) 制度改正の観点からの要望事項
- (2) インセンティブの観点からの要望事項
 - ① 自治体へのインセンティブ
 - ② 住民へのインセンティブ
 - ③ 事業者側へのインセンティブ
- (3) 自治体のお役に立つような他の施策のアイデア
- (4) その他研究会で取り上げるべきテーマ

8. 製品プラ・容リプラの資源循環促進に向けた関係者への期待

- (1) 自治体
- (2) 再商品化事業者・リサイクル事業者
- (3) プラスチック循環利用協会
- (4) 政府への期待

研究会の進捗と今後の予定



* 2026年度は積み残し課題等に絞って継続予定